

令和7年度八戸市木質バイオマス利活用促進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、木質バイオマスエネルギーの普及利用を図るため、木質バイオマスを燃料として使用する暖房機器（以下「木質バイオマス利用機器」という。）の購入及び設置（以下「補助事業」という。）に要する経費について、令和7年度予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和61年八戸市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助対象事業者等)

第2条 補助対象事業者及び補助金の交付対象となる木質バイオマス利用機器の要件については、別表のとおりとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、木質バイオマス利用機器の購入及び設置に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

- 2 補助金の額は、前項に定める補助対象経費の3分の1（1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。）又は15万円のいずれか低い額とする。
- 3 補助金の交付は、1世帯又は1法人につき1回1台までとする。ただし、個人事業者が住居の用に供する部分と事業の用に供する部分のそれぞれに木質バイオマス利用機器を設置する場合にあっては、それぞれ各1台までの設置に要する経費について補助金交付の対象とすることができる。

(補助金の交付申請の受付)

第4条 補助金の交付申請の受付は、令和7年5月1日から開始し、令和8年1月30日で終了する。

- 2 補助金の交付申請は、受付順に整理するものとする。ただし、郵送による申請の場合には、交付申請書が八戸市庁に到着した日を受付日とする。
- 3 前項ただし書の場合において、交付申請書が八戸市庁に到着した日が休日（八戸市の休日に関する条例（平成2年八戸市条例第20号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、受付日をその日後においてその日に最も近い休日以外の日とする。
- 4 補助金の交付申請に係る受付は、当該年度の予算の範囲内で行うこととし、予算を超過した場合は、前項の規定にかかわらず、受付を終了するものとする。
- 5 交付申請のあった補助金の総額が当該年度の予算の額を超える日に複数の交付申請を受け付けた場合には、当該日の受付に係る交付申請者の中から抽選を行い、交付申請を受理する者を決定する。

(交付申請)

第5条 規則第3条の補助金交付申請書は、別記第1号様式のとおりする。

2 規則第3条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 市税の納付状況を公簿等により確認することに同意する文書（別記第2号様式）
- (2) 木質バイオマス利用機器を設置する住宅又は店舗等の位置図
- (3) 補助対象経費が分かる見積書の写し等
- (4) 設置する木質バイオマス利用機器の形状、構造等が分かる仕様書又はカタログ等の写し
- (5) 交付申請しようとする者と、交付申請しようとする者と同一世帯に属する者を確認することができる住民票の写し等の資料
- (6) 交付申請しようとする者が個人事業者又は法人の場合にあっては、事業活動を行っていることを証明する資料
- (7) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 規則第5条による通知は、補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により行うものとする。

2 市長は、審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めるときは補助金を交付しないことを決定し、補助金交付不決定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

（補助事業の遂行）

第7条 補助対象事業者は、令和8年2月27日までに木質バイオマス利用機器の設置を行い、補助事業を完了しなければならない。

2 木質バイオマス利用機器を設置し、補助対象経費の支払を完了した日を補助事業の完了日とする。

（補助事業等の変更の届出）

第8条 規則第7条の規定により補助事業の変更等の承認を受けようとする者は、変更等承認申請書（別記第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けるものとする。

2 前項の補助事業の変更により補助金の額が変更になる場合において、変更後の補助金の額は、補助金交付決定通知書にある補助金交付額の範囲内とする。

3 市長は第1項の規定による申請があった場合は、当該申請に係る内容を審査し、変更等を承認したときは、変更承認書（別記第6号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 規則第12条の実績報告書は、別記第7号様式のとおりとする。

2 規則第12条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の支払に係る領収書の写し
- (2) 設置が適正にされたことを証する写真
- (3) 木質バイオマス利用機器の保証書又は納品書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の書類は、補助事業が完了した日から起算して1箇月を経過する日又は令和8年2月27日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(確定)

第10条 規則第13条の規定による通知は、補助金確定通知書(別記第8号様式)により行うものとする。

(交付時期)

第11条 補助金は、規則第13条の規定によりその額の確定した後、補助金請求書(別記第9号様式)による補助対象事業者からの請求に基づき、交付する。

(協力)

第12条 補助対象事業者は、市長の要求があった場合は、木質バイオマス利用機器の使用状況等に関し、市長に報告しなければならない。

(手続代行者)

第13条 補助対象事業者は、木質バイオマス利用機器を販売する者に対し、補助事業の関係書類に係る手続の代行を依頼することができる。

2 木質バイオマス利用機器を販売する者は、前項の規定により依頼された手続を誠意をもって実施するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和7年4月 日から実施する。

別表（第2条関係）

補助対象事業者	<p>次に掲げる要件を全て満たす個人（個人事業者を含む。）又は法人とする。</p> <p>（1）市内の住居又は店舗等に木質バイオマス利用機器を設置する者であること。</p> <p>（2）過去3年度において市税（市県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税）の滞納がないこと。</p> <p>（3）この要領の規定によりいまだ補助金の交付を受けていないこと。</p> <p>（4）補助金交付決定後から令和8年2月27日までの間に木質バイオマス利用機器を設置し、補助事業を完了すること。</p> <p>（5）市が行う木質バイオマス利用機器の使用状況等に関する調査に協力すること。</p> <p>（6）当事業により取得した財産について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従い、その効率的な運用を図ること。</p>
補助金の交付対象となる木質バイオマス利用機器	<p>次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>（1）未使用品であること。</p> <p>（2）展示物や商品としてではなく、日常的な暖房設備として使用するものであること。</p> <p>（3）燃焼効率が60%以上であること。</p> <p>（4）木質バイオマスのみを燃料とするものであること。</p>

備考

- 1 木質バイオマス利用機器とは、薪ストーブ、ペレットストーブ及び木質バイオマスボイラーとする。
- 2 木質バイオマスとは、木材からなる再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料は除く。）のこととする。